

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成28年6月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成27年10月20日（火）午後11時00分頃、市道瀬ノ上・津木線を歩行中の相手方が、歩道上に生じていた穴ぼこに足をとられ、右足を負傷した人身事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥8,800-

2 専決処分の年月日

平成28年4月14日

(参考)

# 事故状況図

